

文京区立公園条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

1 概要

公園占用料については、3年に1度行われている固定資産税評価の評価替えに合わせ、その翌年度に占用料の改定を行っている。この度、令和3年の評価替えを踏まえ、令和4年4月に占用料の改定を行うものである。

2 文京区立公園条例新旧対照表

(1) 別表第一（第十三条関係）

公園の占用料 _____ は改正部分を示す。

種 別	単 位	金 額			
		新	旧		
電柱、標識	1本 1月	2,278円	1,899円		
水道管、下水道管、ガス管、電線	1メートル 1月	1,012円	844円		
鉄塔	1平方メートル 1月	1,688円	1,407円		
変圧塔、マンホール類	1箇所 1月	1,688円	1,407円		
郵便差出箱、信書便差出箱	1箇所 1月	674円	562円		
公衆電話所	1箇所 1月	1,688円	1,407円		
地下の占用物件	1平方メートル 1月	地上露出部分	1,038円	地上露出部分	865円
		地下部分	506円	地下部分	422円
高架の占用物件	1平方メートル 1月	796円	664円		
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル 1月	1,184円	987円		
写真撮影のための常時占用	撮影機1台 1月	13,248円	11,040円		
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）	2,346円	1,955円		
ロケーション	1回（1時間以内）	20,700円	17,250円		
少年野球、ゲートボール	2時間	3,300円	3,300円		
その他の占用	1平方メートル 1日	55円	46円		

※ 少年野球、ゲートボールについては、青少年の健全育成等に寄与するため据置く。

(2) 別表第三（第三十一条、第三十四条関係）

_____ は改正部分を示す。

種 別	単 位	金 額	
		新	旧
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）	2,346円	1,955円
ロケーション	1回（1時間以内）	20,700円	17,250円
その他の物件を設けない占用	1平方メートル 1日	55円	46円